

# 令和7年度川崎臨海部プロモーション推進業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨・目的

「令和7年度川崎臨海部プロモーション推進業務委託 業務仕様書」に基づき実施する「令和7年度川崎臨海部プロモーション推進業務」の受託候補者を特定するために、公募型プロポーザルを実施するものです。

## 2 委託業務の概要

### (1) 件名

令和7年度川崎臨海部プロモーション推進業務委託

### (2) 内容

「令和7年度川崎臨海部プロモーション推進業務委託 業務仕様書」のとおり

### (3) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### (4) 業務規模概算額

9,570,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### (5) 担当部課

川崎市臨海部国際戦略本部事業推進部（担当 小山、我妻）

住 所 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎14階

電 話 044-200-3815

メール 59jigyo@city.kawasaki.jp

## 3 提案資格

当該業務に係る受注を希望する者（以下「提案者」という。）は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」、種目「広告代理店」または「その他」で登録されている者であること。

(4) 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる要件に該当しないこと。

## 4 契約締結までの日程（予定）

手続き	日程
募集開始	令和7年2月26日（水）
参加意向申出書提出期限	令和7年3月5日（水）
提案資格確認結果通知書の交付	令和7年3月6日（木）
質問受付期限	令和7年3月10日（月）
（質問があった場合の回答期限）	令和7年3月12日（水）

提案書類提出期限	令和7年3月19日（水）
提案書等に関するヒアリング	令和7年3月24日（月）
審査結果通知	令和7年3月下旬
契約締結	令和7年4月1日（火）

## 5 参加意向申出書の提出等

本プロポーザルに参加を希望する者は、次によりプロポーザル参加意向申出書（以下「参加意向申出書」という。）（第1号様式）に、類似の契約実績を証する書類（契約書の写し等）を1部添付の上、提出しなければなりません。

### (1) 提出期限

令和7年3月5日（水）【16時必着】

### (2) 提出場所

2（5）に同じ

### (3) 提出方法

持参または郵送とします。

持参の場合は事前連絡の上、9時から16時までの間にお越しくください（ただし12時から13時を除く。また土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）。

郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限ります。

### (4) 提案資格確認結果通知書の交付

参加意向申出書を提出した者に対しては、提案資格の確認結果を令和7年3月6日（木）までに提案資格確認結果通知書（第2号様式）により通知します。「参加意向申出書」に記載のある連絡担当者 E-mail 宛て電子メールで送付する予定です。

当該業務委託について提案資格を有するとの確認通知を受けた者が、提案を辞退する場合は、辞退書（第4号様式）により届け出なければなりません。

### (5) 提案資格の喪失

(4)により通知を受けた者が資格確認後において、次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書及び行われた提案は無効とします。

ア 「3 提案資格」を満たさないこととなったとき

イ 参加意向申出書等の提出書類に虚偽の記載をしたとき

ウ 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき

エ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないとき

## 6 関連情報を入手するための照会窓口等

実施要領や仕様内容等に関する質問がある場合は、次によりお問い合わせください。

### (1) 受付期限

令和7年3月10日（月）【16時必着】

### (2) 照会窓口

2（5）に同じ

### (3) 照会方法

担当部課（２（５）のとおり）まで指定様式を電子メールで提出してください。また件名は「質問書：令和７年度川崎臨海部プロモーション推進業務委託」としてください。なお電話、FAXによる質問には原則として回答しません。

#### （４）質問に対する回答

質問があった場合には、公平を期すため、質問内容と合わせ回答をすべての提案者に対し令和７年３月１２日（水）までに電子メールで送付します。なお、いずれの参加者からも質問がない場合には、回答は行いません。

## 7 当該業務に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書（以下「提案書」という。）等の提出

### （１）提出書類

提案者は、期日までに次の書類を各１０部提出してください。書類作成にあたっては「９（１）評価項目及び着眼点」を参照してください。

なお書類作成・提出に伴う費用は提案者の負担とし、提出いただいた提案書等は返却しません。

#### ア 提案書

（ア）様式は自由とし、A４判・表紙を含め１０ページ以下で作成してください。

（イ）下記項目等については提案書に必ず盛り込むようにしてください。

- a 「令和７年度川崎臨海部プロモーション推進業務委託 業務仕様書」の「４ 業務内容」に掲げた各業務に対する貴社の考え方、方針、具体的進め方など
- b 宣伝、広報等のプロモーションやマーケティング等に係る貴社の実績、及び貴社の強み並びに本業務で果たすことができる効果
- c 業務の年間スケジュール及び実施体制

#### イ 見積書

様式は自由とし、見積額とその積算根拠を示し、「令和７年度川崎臨海部プロモーション推進業務委託 業務仕様書」と整合性が取れたものとしてください。

#### ウ 会社概要

（ア）「提案書様式１」を使用してください。

（イ）「職員数」については、正社員及びそれに準ずる社員数を記入してください。（臨時職員は含みません。）

（ウ）「担当予定技術者」について、外部従事者がある場合は「所属部署、肩書き」の欄に所属機関名を記入してください。

（エ）「業務実績」には、過去５年以内の同種または類似の業務について記入してください。なお、川崎市から受託した業務がある場合は同種、類似の業務に限らず記入してください。

#### エ 担当予定者の経歴等

（ア）「提案書様式２」を使用してください。

（イ）同種または類似の業務において１件以上の実績を有する者を担当予定者としてください。

（ウ）担当予定者全員について作成してください。

(エ)「業務経験」には、過去5年間に従事した同種または類似の業務について記入してください。

(オ)「専任性」については、本様式を作成する時点で担当している業務件数、本業務への概ねの従事割合を記入してください。

(カ)「アピール」には、表彰実績や社会貢献活動等、業務以外での特筆すべき点を記入してください。

(キ) 担当予定者の人数制限はありませんが、やむを得ない理由がない限り、本企画提案書の提出以降、人数及び人員の変更は認められません。退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、委託者の了解が必要となります。

## (2) 留意事項

川崎市が策定した「川崎臨海部ビジョン〔リーディングプロジェクト2023年6月改定〕」を参照してください。なお、本業務に特に関連する内容として、本編73ページに記載がある「⑧エリアブランディングプロジェクト」があります。

<https://www.city.kawasaki.jp/590/page/0000096607.html>

## (3) 提出期限

令和7年3月19日(水)【16時必着】

## (4) 提出場所

2(5)に同じ

## (5) 提出方法

持参または郵送とします。

持参の場合は事前連絡の上、9時から16時までの間にお越しください(ただし12時から13時を除く。また土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限ります。

## 8 提案内容の審査及び評価方法

評価委員会を開催し、提案書等について30分程度のヒアリング(プレゼンテーション20分、質疑応答10分程度)を実施いたします。

ただし提案者が多数あり、受託者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、評価委員会においてあらかじめ定めた評価基準に基づき提案書等の事前評価を行い、上位4者程度のヒアリングを行うことができるものとします。

### (1) 日時

令和7年3月24日(月)10時の開催を予定しています。ただし応募多数の際には日程変更となる場合がありますのであらかじめ御承知おきください。

各社の開始時刻は申込順とし、決定次第、企画提案予定者に連絡します。

### (2) 場所

川崎市役所本庁舎(川崎市川崎区宮本町1番地)を予定しており、詳細は後日指定します。

### (3) 出席者

本業務の担当予定者3名以内とします ※厳守※

### (4) 当日の留意事項

ア 事前に提出した提案書（7（1）アのとおり）を使用して説明してください。提出していない資料の説明及び新たな資料の追加提出はできません。

イ 説明は、時間内で行ってください。説明時間を超過した場合は、途中であっても打ち切ります。

ウ 当日は事務局で用意したモニターを使用することができます。使用を希望する場合は、提案書類提出時にその旨、申し添えてください。端末（パソコン等）は各自で御持参ください。なお、入出力端子はHDMIが使用できるものに限定します。

（5）評価結果の通知

評価結果については、全ての提案者に通知します。

## 9 提案内容の評価基準

次に定める評価項目及び着眼点に基づき、企画提案書の書類審査及びヒアリングにより評価を行います。評価項目ごとに採点します。

（1）評価項目及び着眼点

ア 情報収集力・現状分析力

（ア）プロモーションに係るトレンドや他都市等の事例についての情報収集ができて  
いるか

（イ）川崎臨海部の魅力や地域資源についての的確な現状分析ができて  
いるか

イ 企画力

「臨海部ビジョン」をはじめとする市の方針や川崎臨海部の特性・利点を理解し、  
魅力を効果的・効率的に発信する企画を具体的に行っているか

ウ 独自性・専門性・創造力

プロモーションに関するこれまでの実績や専門的知識・ノウハウなど提案者なら  
ではの強みを活かし、独自性・専門性・創造力が発揮されているか

エ 実行力

（ア）企画の実行性があるか

（イ）スケジュール、実施手法、実施体制などが実現可能な内容となっ  
ているか

オ 業務への積極性

業務に対する取組姿勢に積極性があるか

カ 企画提案内容と見積額の整合性

企画提案内容と見積額の整合性が取れているか

（2）評価点

各項目 10 点を満点とし、「優秀：10 点、良好：9～7 点、普通：6～4 点、劣  
る：3～0 点」と点数化して評価するものとします。

なお「9（1）ア 情報収集力・現状分析力」「9（1）イ 企画力」「9（1）ウ  
独自性・専門性・創造力」「9（1）エ 実行力」の 4 項目については、重点項目と  
して集計時にそれぞれ係数 2 を乗じるものとします。

（3）受託候補者の特定

すべてのプレゼンテーション終了後、各委員が評価を行い、最も高い合計点を獲得  
した提案者を受託候補者として特定します。

(4) 評価が同点となった場合の措置

集計の結果、合計点が同点となった場合は、次により受託候補者を特定します。

ア 9(1)イ「企画力」の合計点が最も高い提案者

イ 9(4)アに該当する提案者が複数ある場合、9(1)ウ「独自性・専門性・創造力」の合計点が最も高い提案者

ウ 9(4)イに該当する提案者が複数ある場合、9(1)エ「実行力」の合計点が最も高い提案者

エ 9(4)ウに該当する提案者が複数ある場合、9(1)ア「情報収集力・現状分析力」の合計点が最も高い提案者

オ 9(4)エに該当する提案者が複数ある場合、評価委員で協議の上、委員長が決するものとします。

(5) 留意事項

ア 評価項目ごとに「優秀」は1者のみ、「良好」以上は2者以内とします。

イ いずれかの評価項目において3点以下となった提案者については、受託者として特定しないものとします。

ウ 提案者が1者のみであっても審査は実施し、すべての評価項目が4点以上となった場合、当該提案者を受託候補者とします。

## 10 その他

(1) 本件に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則によります。川崎市契約規則を含む契約関係規程は、川崎市 WEB サイトの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規程」から閲覧することができます。

(2) 契約書の作成を要し、作成及び提出に要する費用は受託者の負担とします。

(3) 契約保証金について、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

(4) 業務の全部または大部分を一括して第三者に委託することはできません。

(5) 本業務における一切の成果物は、すべて委託者に帰属します。

(6) 本業務を遂行する上で知り得た情報については、市の了承を得ることなく第三者に漏らすことはできません。

(7) 企画提案において使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。

(8) 応募書類は理由の如何を問わず返却しません。なお、応募書類は、個人情報のほか、川崎市情報公開条例（平成13年3月29日条例第1号）第8条各号に掲げるものを除き、情報公開の対象となります。

(9) 企画提案書は、あくまでも受託候補者を選定するための資料であり、その内容は尊重しますが、業務内容は必ずしもその内容に限定されないものとします。

(10) 選定された受託候補者と仕様の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、本業務に係る随意契約を締結します。この場合において、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求めることとなります。

(11) 受託決定の効果は、川崎市議会定例会における本件業務委託に係る予算の議決（令和7年3月頃）を要します。